

山 監 第 N 3 1 0 4 - 1 7 号

平成 2 7 年 (2015 年) 2 月 9 日

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告書を次のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 白 川 英 夫

山陽小野田市監査委員 小 野 泰

- 1 報告内容
別紙のとおり
- 2 報告書提出先
山陽小野田市長及び山陽小野田市議会
- 3 報告書提出年月日
平成 2 7 年 2 月 9 日

定期監査の結果に関する報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を下記のとおり決定した。

記

1 監査の種別

定期監査

2 監査の対象

病院局

総務課及び医事課

3 監査の期間

平成 27 年 1 月 26 日から平成 27 年 2 月 5 日まで

4 監査の方法

今回の監査は、平成 26 年度に執行された事務事業を対象に実施した。監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類を抽出し、調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し実施した。

5 監査の結果

監査した結果、次に掲げるものを除き、事務処理は適正になされているものと認められた。また、事務処理上の注意事項は、その都度関係職員に指摘している。

なお、監査結果に基づき又は監査結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

(1) 就業規程について

ア 出勤簿の未整理により、人件費の支出に一部不適切なものがある。
事後処理を含め、適切な処理をされたい。

(2) 契約規程について

ア 契約の締結において、委託料等の支払時期の記述が「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に抵触するものがある。当該法律に基づき適切な契約を締結されたい。

イ 随意契約の発注予定及び契約の締結状況を法令等により情報公開しなければならぬものが公表されていない。関係法令等に基づき適切な処理をされたい。

(3) 会計規程について

ア 地方公営企業法では支出の例外として認められていないものがある。関係法令等に基づき適切な支出事務の執行に努められたい。

イ 不納欠損処分に係る事務手続が不適切である。必要な規程等を整備し、適切な処理をされたい。

ウ 旅費の算定に一部誤りがある。事後処理を含め、関係法令等に基づき適切な処理をされたい。

(4) 資産管理について

ア 行政財産使用許可申請に基づく使用料の算定に一部誤りがある。事後処理を含め、関係法令等に基づき適切な処理をされたい。